



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **代表監査委員訓令** 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令（1）（監査第一課）・・・・・・・・ 2

# 代表監査委員訓令

## 鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取県代表監査委員 小林 敬 典

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>県の適正な業務の執行等の確保に関する方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書（以下「評価報告書」という。）の審査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>監査第二課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中国五県担当者会議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>評価報告書の審査に関すること（事務局長が別に定めるものに限る。）。</u></p> <p>監査第三課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の賠償責任に係る監査等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>研修に関すること。</u></p> <p>(10) <u>評価報告書の審査に関すること（事務局長が別に定めるものに限る。）。</u></p> <p>2 <u>前項に定めのない事務については、監査第一課の分掌事務とする。ただし、事務局長が別に定める事務にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>その他他課の主管に属しないこと。</u></p> <p>監査第二課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>監査第三課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の賠償責任に係る監査等に関すること。</u></p>

### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。